

資料紹介

同治年間教案及び重慶教案資料（上）

佐々木正哉

中国におけるキリスト教の伝道及び信仰に対する取締は、時代によつて寛厳の差はあつたが、概して云へば雍正帝の即位以来、禁令はかなり厳しく施行されてきた。然るに鴉片戦争の直後、フランスの強要によつて先づ中国人のキリスト教信仰が認められ、次いでアロー戦争後の天津条約によつて外人宣教師の内地伝道権も認められ、かくてキリスト教の伝道及び信仰に関する制限はすべて撤廃された。

然しこの禁止解除は無氣力な政府が英仏の武力に屈してやむを得ず承認したものであつて、当時の中国官民の間には信仰の自由についての理解などは全く無かつた。むしろたゞキリスト教を邪悪視し、それを武力で押しつけようとする西洋諸国に対する憎悪と敵意のみが強かつた。

所が一八六〇年に天津条約が批准されると、宣教師は中国官民の

感情などは無視して統々と内地に繰込み、到る處で活潑な布教をはじめた。就中フランスの海外伝道会は早くから中國内地に伝道の足場を持つてゐたことと、フランス政府の積極的な援助もあつたために、その活動は最も華々しかつた。それだけに同会宣教師の活動は中国官民を刺戟して反感を招くことが多く、各地で地方官や紳士の指導或は煽動による迫害を惹起することが最も多かつた。

戦後先づ最初に組織的な迫害が起つたのは貴州である。フランスの海外伝道会が貴州に進出したのは一八四七年からで、貴陽を中心にして秘かに布教を続けてゐたが、その後屢々迫害を蒙り、特に一八五七年頃から弾圧は更に厳しくなつてゐた。その反動でもあらうが、天津条約が批准されると、それまで謹慎してゐた宣教師は一変して尊大傲慢の振舞に出ることが多かつた。すると僅か二十六才で貴州提督になり、更に欽差大臣、貴州巡撫代理にまでなつた田興恕がこれを怒り、軍人的な直情徑行さを以つて全省の地方官及び団練指揮者に教民の弾圧を命じた。これに応じて各地で迫害が行はれた

が、開州では一八六二年二月に知州戴鹿芝によって宣教師ネール (Jean-Pierre Néel 漢名文乃耳) まで処刑された。⁽²⁾

次いで江西省南昌で迫害が起つた。南昌はマテオ・リツの伝道以来カトリックには縁の深い所であり、清初には江西全体に教会はかなり繁栄してゐた。それも雍正以後はすつかり衰微してしまつたがなほ数名のラザリスト宣教師が次々に潜入して僅かながら教民を維持してゐた。この江西教区を再建するため一八六二年初に主教アーノ (Antonio Anot 羅安) が中国人牧師方安之等と共に南昌に乘込んだ。彼等は巡撫輪科からは頗る歓待されたが、間もなく湖南から流入した教会攻撃の掲帖に刺戟されて紳士の間に反対の空気が昂まり、次いで排外的な沈葆楨が巡撫に就任すると事態は急ち悪化し、遂に一八六二年三月、民衆が一齊に蜂起して城内外の教会堂、孤児院、教民家屋を破壊焚燒し、アーノ等を駆逐してしまつた。⁽³⁾ この暴動を指導或は煽動したのは、在籍の翰林院檢討で當時豫章書院の院長であった夏廷策や、甘肅布政使で當時江軍水師統領であつた劉子濤をはじめとする南昌の有力紳士達であり、更に府試に集まつてゐた生童達もこれに加はつて活躍した。この後も南昌の官民は宣教師の来住に強く反対し、沈葆楨のあとを承けて江西巡撫に就任した劉坤一も南昌を西洋人に汚されない「乾淨之地」にしておくれために洋人の出入を拒み続けた。⁽⁴⁾

南昌の迫害は江西の各地に伝播したが、更にこの報が湖南に伝はると、長沙の上流にある衡州及び湘潭でも迫害が起つた。

湖南では鴉片戦争以前からスペインのフランシスカンが布教に当

つてゐたが、取締りが厳しかったために教勢は振はず、僅かに衡州及び湘潭地方に若干の教民を維持して天津條約の批准を迎へた。主教ナヴァロ (Michael Navarro 隆懷仁) は早速教会堂の建設にかかり、一八六二年四月には略々完成に近づいてゐた。はじめの間は中国官民はこれに無関心の如くであつたが、貴陽や南昌のキリスト教弔庄の報が伝はると忽ち形勢不穏になり、先づ四月に湘潭の教会堂及び教民住家が眞試に集まつた生童をはじめ兵丁、民衆のため掠奪焚燒された。この時県も自ら生童や民衆を激励してゐたといふ。次いで五月には衡州で、出来たばかりの教会堂、病院、孤兒院をはじめ教民住家がやはり生童、兵士、民衆のために掠奪焚燒され、ナヴァロ以下四百人以上の教民が焼出された。⁽⁵⁾ 一説によると、すでに湘潭事件の前に湖南按察使から外人宣教師誅戮の命令が発せられてゐたと云はれ、又衡永兵備道馮崑が士民に教会攻撃を唆かしてゐたとも云はれてゐる。⁽⁶⁾

次いでキリスト教迫害の巷になつたのは四川である。四川はフランス海外伝道会の中華における最大の拠点であり、鴉片戦争以前から已に鞏固な教会組織を持つてゐた。その中心は重慶及びその周辺であつたが、先づはげしい迫害が起つたのは四川東南部の酉陽であつた。

酉陽地方は元來は苗族の住地で、一七三六年に改土帰流が行はれた所である。この地方には一八六三年までは一人の教民も居なかつたが、偶々中国人牧師が入りこんで布教をはじめた所が大成功を收め、僅か一年足らずの間に一万人以上の教民（特に苗族が多かつた）

が集つたと云ふ。この異常とも思へる教民の急増は決して信仰のためではなく、重慶の主教代理さへ言明してゐた如く、「訴訟問題などを宣教師の手に委ねることが出来る利益をあてにして教民になつたもの」が大部分であつた。⁽⁹⁾ 即ちこれまで地方官や團練紳士等の悪政や不法に苦しんでゐた住民が、宣教師の政治力に期待して大學として教会に馳せ参じたのである。四川地方の宣教師が地方官の悪政に抗して教民を庇ひ、或は訴訟事件において教民を支援して大きな利益をもたらしてゐたことは當時一般によく知られてゐた。⁽¹⁰⁾ それだけに酉陽の地方官や團練紳士は教民の急増を見て脅威を感じ、一八六五年二月になると、団練紳士が団丁数百人を動員して教民の弾圧を始め、八月には宣教師マビリヨー (François Mabileau 瑪弼樂) をも殺害した。これと前後して酉陽に隣接する彭水県や鄆都県でも迫害が始まり、川東主教の称する所によれば、三州県を併せて教民の被害者は二千七百余家人、被害金額は二十余万両に上つたと云ふ。⁽¹¹⁾

この後反教会派は一旦彈圧され、教民は更に増加して忽ち二万余に達した。そこで反教会派は再び教民弾圧を企て、排外的な四川総督吳棠に氣脈を通じてその支持を得、貴州から土匪を招集してこれに教民を攻撃させた。教民の中には堡寨に立籠つて頑強に抵抗し、時には国民を逆襲して多大の損害を与へたこともあるが、結局地方政府の支援を受けてゐた反教会派の團練や土匪のために殆んど住居を追はれ、一八六九年一月には酉陽城内の教会堂も襲撃焚焼され、宣教師リゴー (Jean François Rigaud 李國安) 以下數十名の教民

が一挙に惨殺された。この教会襲撃の指揮者は何れかと云ふ人物で、団丁七、八百人を率る、「奉旨絶滅天主教、誅殺番鬼」の旗をかざしてゐたと云ふ。又、前年十二月に何れが出た檄文には、宣教師及び教民を敵にする理由として、「宣教師は邪教を説いて古来の美風を破壊し、更に教民を援助して團練紳士を告訴し、先年の迫害で受けた損害を奪回しようとした」ことをあげてあつたと云ふ。⁽¹²⁾ 然し何れかはあくまでも團練紳士の爪牙であつて、一八六五年以来の迫害の指導者は前金堂県訓導憑仕銀、その子候選同知文應 (舉人) 張佩超 (太平天国平定の功により恩賜五品銜)、その子玉璞 (團首)、貢生宋文選 (太平天国平定の功により恩賜訓導) 等であり、一八六七年からの迫害は主として張佩超の策劃によるものであつた。彼は酉陽の北二百華里、彭水県との境界にある火石壠の人で、巨富を擁してゐたと云はれてゐる。火石壠では彼の周囲に二千人以上の教民があり、張の一派はこれと対立抗争してゐたが、張は總督吳棠や地方官の支持を得て貴州から土匪を招集して團練に仕立て、一挙に州内教民の掃滅を企てたものである。この時にも迫害は彭水に波及し、教民家屋の破壊焚燒は両属併せて一千以上に及んだと云はれてゐる。

酉陽でリゴーが殺害された直後に、貴州の遵義でも教会が紳民に襲撃され、宣教師が遭難した。貴州ではさきの田興恕の迫害のあと勞崇光が雲貴總督に任命されて善後処置に當つたが、彼は教民黃景軾を幕友にして極力宣教師に媚態を示し、その要求のまゝに反教会派を弾圧して伝道の便宜を計ることに汲々としてゐた。⁽¹³⁾ これに乘じ

て宣教師は権勢を誇り、一方民衆は大挙して教会に殺到し、教会の勢力を恃んで地方官や団練紳士と対抗しようとする風が盛んであつた。遵義事件の直接の動機は祭礼に関する民教間の紛争であつたが、その裏には宣教師及び教民の勢力増大に対する地方官及び団練紳士の脅威と嫉妬があつた。

これまでキリスト教の迫害は概して奥地に多く、特に治安状態の悪い貴州や四川で惨憺な迫害が起つてゐたが、一八六八年には揚州で内地会のハドソン・テーラーの一行が襲撃駆逐され、一八七〇年には開港場である天津でフランス領事館及び教会堂が襲撃焚焼され、領事、書記官、宣教師、修道女、その他フランス、ロシア商人まで併せて西洋人二十一名、中国人教民數十名が慘殺された。⁽¹⁵⁾これ以後、沿海地域でも迫害が頻発する様になつた。

所で揚州教案は、ハドソン・テーラー等が伝道のために来住する間もなく、宣教師の幼児誘拐、挖目剖心、採生拆割等の謡言が起り、更に晏端書（前面広総督）、卞宝書、吳文錫（吳文鎔の弟、前四川塩茶道）、厲伯符等の有力紳士が屢々公所に集つて會議を開き、洋人の入城居住は絶対に許すべきないと決議して生童や民衆を煽動した結果であつた。⁽¹⁶⁾

天津教案の直接の動機も、やはり教会の幼児誘拐、挖目剖心等の謡言に惑はされた紳士や民衆が教会の孤児院に疑惑を持つことであり、これに対するフランス領事、教会当局及び天津府県官の措置が拙劣で、却つて民衆を激昂させて惨劇を招くに至つたのである。但しこの場合、孤児院が幼児を連れて來た者に報酬として錢を与へ

てゐたこと、即ち幼児を賣つてゐたことは事実であるから、教会が自らこの災を招いたと云つても必ずしも過言ではない。⁽¹⁷⁾又、フランス領事館や教会堂のあつた所はもとの離宮跡で、アロー戦争の際にフランス軍が武力で接收した所であつたために、中國人の痛恨の種であつた。⁽¹⁸⁾こゝに一八六九年に壯麗な大教会堂が完成したことでも中國人の反感を更めて刺戟する材料になつてゐた。だがもつと重大なことは、曾国藩の直隸總督就任を機として直隸一帯に排外的な空氣が頓にたかまつてゐることである。

曾国藩は揚州教案の直後、即ち一八六八年九月に直隸總督に任命されたが、揚州教案等を解決した後、翌年一月に覲見のため上京し、三月に保定で總督に就任した。この頃から直隸一帯には「曾國藩が北京に呼びよせられたのは皇帝が洋人の駆逐を決意したからである」といふ噂が流布されてゐた。この話は江南方面からの手紙や曾の幕僚達から出たものだと信ぜられ、更に曾の命令で一万の軍隊が保定に入つたことも、この噂が眞実であることを証明するかに見えた。するとこれまで教会を敵視してゐた読書人達は正に好機到来とばかりに教会攻撃の掲帖を盛んに印刷して四方の僻村に至るまで配布した。そのためこれまで教会に好意的であつた官吏さへも態度を一変し、熱心に教会を訪れてゐた耆老達も忽ち冷淡になり、教民はすつかり動搖してしまつたと云ふ。⁽¹⁹⁾

尤も曾国藩自身は、決して教会に好意を持つてはゐなかつたけれども、直ちに洋人の駆逐や教会の彈圧を積極的に行ふ意向など持てはゐなかつた。そのことは事態の急変を憂へた宣教師が曾国藩に

会見して直接確認してゐる。従つて前述の噂は恐らくは單なる外部からの推測であつて、確かな根拠があつたとは考へられない。だがこの噂を、当時の中国人の曾国藩に対する期待の現れと見ることは決して不当ではあるまい。曾国藩と云へば、キリスト教を信奉した太平天国の平定に情熱を傾けて清朝を再興した人物であるから、次には外夷の駆逐、教会の弾圧に着手するであらうと一般人士が期待をよせたとしても決して不思議はない。しかも当時の中国の国内には排外機運が著しく昂揚し、西洋の侵略主義に対する反攻を待望する声が高まつてゐた。その期待が曾国藩の北上と共に前述の如き噂となつて現はれ、ひいては直隸一帯の排外運動を一層煽る結果となつたものの様である。かゝる雰囲気の中から天津教案の如き大事件が生れたのである。

これまで同治初年から各地で起つたキリスト教排撃事件について略述して來た。これを一つ一つ取上げて見れば、何れも地域的な事件であり、又夫々に独特的のニュアンスを持つてゐた。しかし全体を通じて迫害の指導者は殆んど例外なく所謂紳士、読書人階級であり、地方官もかなり積極的にこれを支援してゐる例も少なくなかつた。従つて同治初年以来のキリスト教排撃は、専ら地方官や郷紳によつて推進されて來たと云つて差支ない。

では彼等は如何なる意識のもとにキリスト教を排撃して來たのか。それを明らかにするためには先づ直接キリスト教排撃に活動した人々の主張を通して、彼等のキリスト教観やその排斥の理由を検

討して見る必要があらう。

彼等の主張をそのまま伝へるのは、彼等が公示した宣言文、即ち掲帖である。殆どの事件において色々な種類の掲帖が公示され、民衆の指導に大きな役割を果してゐた。然しこれらの掲帖の内、現在までに公刊されてゐるものは極めて少ない。そこで先づ同治初年からの各教案について約三十通程の未刊の掲帖類その他の文書を紹介しながら、これらの教案の動機や背景を検討して見たい。但し天津教案以後については四川だけを取り上げ、一八七六年の江北教案と一八八六年の重慶教案の資料を紹介しておく。

なほ本稿で紹介する掲帖は、主としてイギリス外務省文書中に収録されてゐるものであるが、引用を許可された政府出版局の好意に深く感謝するものである。

二

天津條約の後、最初にキリスト教迫害の烽火をあげた貴州提督田興恕は、「救劫寶訓」と題する一本を印刷して四方に配布し、キリスト教排撃を鼓吹したと云はれてゐる。本書は田の幕友繆煥章が編纂したもので、キリスト教に対する惡質な中傷を事としたものであつたと云はれてゐるが、現在では見ることが出来ない。

次の南昌教案においては、先づ南昌の紳士達を刺戟して教会反対の空氣を醸成したのは宣教師の来住と前後して湖南から流入して來た掲帖であつたと云はれてゐる。夏燮の中西紀事、卷二十一、江楚麟教によると、天津條約が批准されて宣教師の内地進出が始まり、

やがて湖南にも宣教師が来ることになると、湖南の長沙・湘潭一帯の教民はこれを聞いて大いに自慢し、得意になつてゐた。湖南の紳士はこれを悪んで忽ち公檄を撰し、宣教師に住居を提供したり、或は習教する者に対する罰則を掲げ、

有界屋居住者火之、有容留詭寄者執之、有習其教者、宗族不齒、子弟永遠不准應試。

と称し、更に宣教師の悪事をあげて、

其藉宣講為名、裸淫婦女、設女嬰之會、採取紅丸。

などの如き奸惡な描写を列挙して警告した。これらの公檄が尽く南昌へ流れこんで来たのであるといふ。

夏燮（當時南昌にゐた）は更に江西に流入した「楚南公檄」の一斑を掲げ、それには、

其收養嬰兒、為采生拆割之用、室女自幼入堂、必過天癸之期、始行遣嫁、而紅丸被其攝取、鍊入丹中、可以恣淫慾資長生。

とあり、或は又、

黑夜伝教、所投婦女丸薬、率皆春方、能令反求男、故其術久而不洩、間有泄其術者、令婦人帶帰、試之立驗。

などとあつたと記してゐる。

更に江西巡撫沈葆楨の報告によると、この時南昌に入つて來た「湖南闢省公檄」は二通あつたと云はれてゐる。即ちその報告には、

本年二月間、忽有湖南闢省公檄二紙、痛詆該教、不敬祖宗、不分男女、甚且有採生折割等事。

（六）

とある。

そして更に夏燮によると、已に宣教師の来城を不快に思つてゐた南昌の紳士達は、湖南公檄を見ると早速豫章書院に集まつて會議を開き、豫章書院院長夏廷策、江軍水師統領劉子濤の主唱によつて、湖南公檄を忽ち數万部も印刷して省城内外の通衢に遍掲したと云ふ。

右に云ふ湖南公檄とは、次に掲げる「湖南闢省公檄」及び「邪教十害條」そのものか、或はこれに類するものであつた。

（一）湖南闢省公檄⁽²²⁾

概、自邪說日熾、正道寢微、異類橫行、人心共憤。有如啖咷嗍者、僻處海邊、其主或女而或男、其種半人而半畜、山書所謂保虫、漢訛所謂餓人者也。明政不振、宣德時、利瑪竇・艾儒略等、始以其國之耶穌天主教惑人。當時有識者、已為隱憂、至請旨屏逐、遂勒回本国。

我朝惠鮮遠人、乾隆四十年、准互市廣州、蓋聖主無外之意、非有所取於彼也。詎意狼心叵測、欲鑿難填、不念覆載之恩、反肆猖狂之志。所至傳教、誘謙愚氓、刊布邪詞、敢為欺誕、羣倫攸斁、廉恥胥亡。始尤畏人攻擊、私相授受、今則到處招引、白日連橫、四野騷動、人心洶洶、脣薪之憂、胎患胡底為虺、弗摧為蛇。奈何挾而絕之、烏容稍緩姑、即其說之中人者、指其妄焉。

天一而已、以主宰言之、則曰上帝、乃變其名、曰天主、即耶穌以實之。考之、耶穌生于漢哀帝元壽二年、不知元壽以前之天、果虛位

以待耶、抑別有一人主之、如六朝之禪代耶。其妄一也。

耶穌既為天主、其神聖宜非人思議所及。乃考其所述、不過能医、

夫徒能医、即為聖人、則扁鵲、華陀等之能起死回生者、皆聖人矣。

况天下甚大、耶穌一人、能救幾何。其妄二也。

天之所降、天必護之。乃耶穌在世僅三十餘年、即為巴斗國王釘死、身且不保、而謂其鬼可福人、此不待智者而知矣。其妄三也。

尤可笑者、其死為弟子觀音保所完、夫逢蒙射羿、猶為愈已、故而觀音保、直貢國王七十余金、而殺其師、弟子不能知、而謂能知人善惡、誰信乎。其妄四也。

其教既專奉耶穌一人、而又有伊勒、波羅二種、互相詆訐、孰是孰非、迄無所定。其妄五也。

彼教言一切罪過、惟天主一人可赦、凡入其教者、悉升天堂、無論蒼蒼之表、誰見其有掌、即有之、而不問良莠、概登其中、上帝何啓籠納侮之甚。其妄六也。

日本鑄耶穌之像、置海濱及通衢間、令過者污穢而踢擊之。彼既云役遣仙佛、何甘受辱、寂無靈響、其形神、視無名草木猶不逮、而謂

也。父称老兄、母称老姊、無父子也。生女不嫁、留待教主、無夫婦

也。不分貧富、入教給錢、無廉恥也。不分男女、赤身共浴、無羞恥

也。剖心剜目、以遺体為牛羊之餌藥。採精以童兒為嫖蟲、採婦人之精血、利己損人、飲蒙汗之迷湯、蠭心惑志。總其權者、白鬼子、行其事者、黑老爺、種種所為、牢不可破、反以禹湯文武、盡為妖魔。是

以當日行之利未亞洲、而利未亞洲、為其所屠矣。行之印度、印度為其所併矣。行之日本、而日本為其所亂矣。

我中華之庶富、千百倍於諸夷、彼心涎已久、今茲之來、所謂司馬昭之心、路人可知者也。不盡防維嚴除、將數千年衣冠禮義之邦、

一日易為榛狉之域、大可恨也。稍有生人之氣者、當痛心疾首之不遑、而謂尚可姑待耶。然而無一人敢倡其非者、則以愚者為彼所惑、謂可致富獲福、能免災劫、不知指彼注茲、為所播弄、從其教者、未見其咸稱素封、且有赤貧餒贍、禍發株連者。其所云王者、類皆捕風捉影、徒自入於禽獸而不悟、智者為彼虛聲所奪、懼其挑撥結怨。

夫逆夷、自道光廿二年、陡生叛心、寇粵為患、是誰挑之也。旋閩、寇越、是誰挑之也。蹂躪江蘇、滋擾山東、劫掠天京等處、又是誰挑之也。

今既侵凌京師、大傷國体、即不挑之、豈遂斂手而去耶。何尚瞿彼虛声、而不為戡靖計。且彼去中國五万里、歷大海三重、豈有越海五万里、而可制人死命者乎。前之闖入內地、以沿海罷民、為其所餉、真夷無幾。我南人素忠義、斷無有為所役遣。且湖水清淺、火輪夷舶難至。即至矣、而我用岳武破楊公之法、拒之有餘、尚何憚其雖、而不同心戮力乎。

惟是被惑之人、漸染已久、毒入肝脾、不教而殺、有所不忍、先期開導、令其自新、倘仍執迷、族長、鄉耆、團總、甲鄰、共為執之罪、綏靖地方、投諸海外異類為伍、斷勿令容邪淫雜種、玷辱中土。今茲之擣、上為君父、舒肝食之憂、下為生民、解荼毒之苦、庶人

心益正、而風化弥醇、凡我同儕、當共勉之、毋違。此檄。

(二) 邪教十害條⁽²³⁾

謹摘其最惡而毒者十害、條于後。

一、該教不敬祖宗及諸神靈、所奉之神、惟咷氏而已。行教者為教父、名曰黑老翁、奉教之時、令人自誓其身為咷氏所出、必先毀其祖先、以示帰心。噫、自絕其本也、本去、則枝葉未有不害者。

一、該教以濂水為令、濂水者、以巴礼^(老教)之屍、及巴礼王^(國)之屍、煎為膏脂、合以蠱穀迷藥、佐以符咒、教父掌之。初入教者誓畢、即以水滴其頭、并滴少許於白水、令飲之、名曰清心水。自是胸腹中、有一小監子、依附其心、雖嚴刑苦勸、邪崇把持、甘死不改、彼美其名曰菩薩心、此誠不可解也。殆癲狗噬人、感其氣者、腹中即有小犬、亦此意也。

一、從教之人、先本清白、自立誓吃水後、必作癮狂、先將祖宗牌位劈碎、次及諸神像、以後見廟宇、即毀壞無遺。尤可怪者、其癮狂之遲速、必如其人歸家之遠近、有一二日歸途者、則癮狂在一二日之外、或止有一日歸途者、則癮狂在一日之外也、必令其至家數時而發、亦巧於惑人者也。

一、入教者、必先書明姓氏、里居、年令、并閭家男女幾口、不可仮報一字。伊伝教後、隨至其家、照冊點驗、命留一女、終身不嫁、名曰守貞、此女即為伝教人正供、其餘婦女、憑伊所欲而供之。伊傳教人、偽為無邪、正襟危坐、婦女皆跪前羅拜之、彼授以丸藥、名曰仙丹、美媚藥也。(以下三〇字削除)而婦女亦貪恋而甘悅之。故被

採戰者、視本夫如糞土、此其教行於衣冠之族、皆易平康華戶、猶害之小焉者也。

一、該教有取黑棗探紅丸者、処女名紅丸、婦嫗名黑棗。採取之法、伝教人囑從教婦女、與伊共器洗澡、皆裸體、抱登床上、(以下一一〇字削除)而該婦女、並不知其所為。但神氣消阻、縱以藥保不死、而終身不育矣。使此教久行在世、而人道必絕、害孰甚焉。

一、該教有吸取童精者、迷騙十歲以外童男、以濂水滴諸頂門、或作膏藥、貼諸眉額、其童之精、即從下部流出、彼則如吮乳然、尽情取之、彼童瘦軟、數日而死。又或以藥貼足心、以針破泥丸^(氣脈)、腦漿並通身骨髓、自頂湧出、伊收取入瓶、余則舐而食之、彼童即死、似此貽害、能不悲哉。

一、從教者、將死之時、必有同教數人來、屏去其家之親屬、伊等在內喰絰求救。其美趁其人、尚存氣息、即剜其目、剖去其心、為彼國造偽銀之藥、然後以布束尸、聽家人殯殮、蓋謂人之精靈在心、而五臟之精華在目、心目存、其人猶未死、對之喰絰、則必登天堂。至軀殼、猶係舍也、不必惜之。此害人終自害也。

一、該教誘人、先恃銀錢、而不知受伊利者、即受伊害。無論其被買入於禽獸、即自甘為禽獸。祇因目前之銀錢、而今食伊微利、他日百倍取索而無厭、所謂取之內府、藏之外府也。何世人不明利害之弁哉。

一、勸教者、有裝算命看相、散布四方、男女不一、談論命相、誇譽之余、婉以甘言誘之。又有拐騙者、假託優人、要把戲及諸色人等、乘其不備、拐取男女、壳与逆夷。甚有以之入海濱、釣海參者、

以人為餌、則得參最多、深可痛恨。

一、逆夷教匪、外以和約通商、欺蔽中華、閩塞不能盤查、官府不能禁止、而其中之包藏禍心、實與寇賊一氣、四處之勸教者、即賊之偵探也。今尚任其驕橫、一旦毒發、將不可救。又伝聞、逆夷教匪、入山東曲阜、毀壞聖陵及聖殿、聖裔多遭害者、有苗姓、統率義兵、驅而戮之、始不敢近境。吁、耶穌之說流行、孔聖之道不作、尚復成何世界也。凡我士農工商、拔劍同仇、不合志者、即同異類。

右の二通の掲帖及び次に掲げる二通の掲帖は一八六六年にアノーラから九江のイギリス領事に提供されたもので、當時贛州では四通とも一緒に掲示されてゐたと云ふ。²⁴ だが前掲の二通は南昌教案の直前に公刊されて、省内に隅なく流布され、その後江西の各地で時に応じて掲示されてゐたものである。また次に掲げる「江西閩省士民公檄」は南昌暴動の直後に南昌で公刊された掲帖の重刊であり、「贛公檄」は南昌暴動の直後に南昌で公刊された掲帖の重刊であり、「贛

教。查天主教起自耶穌、其謬妄不經、具見各紀載、稍有知識者、莫不深惡而痛絕之矣。乃羅安當・方安之、意在煽惑愚民、心存叵測。進城後、在快子巷・袁家井地方、買屋數處、分布黨類、拐騙男女幼孩、取其精髓、造作丸藥、數月以來、致死男女不下數百十人。昨有遺失幼孩、多方尋覓、有告以赴快子巷天主堂内訪聞者、其人往詢見堂内、形跡可疑、細加盤詰、彼此口角、遂邀集多人、搜其内外、尚有男孩十餘人、女口六七十人、皆目睽口呆、不能言語、其為邪術所迷無疑。此時衆情憤怒、立將房屋拆毀、正欲拿獲方・羅兩人、送官懲辦、不料已乘間脫逃。復於該堂後進天井青石板下、起獲嬰孩髮辯髓骨一捆、其骨皆截數段、骨內之髓、概行吸去。並有水血、糕血酒等物、其餘犯禁之具、不一而足。該教如此作為、天地不容、神人共憤、仮我人力、以快天誅、拆屋之時、不約而會者萬餘人、同時舉行、片板無存。並將袁家井及城外廟巷老堂、尽行拆去。又將習教最久、串通賣房、勾引愚民之羅儀和煤炭舗、何姓剃頭店、一併拆毀、俾無容身之地、而杜絕句結之緣。

查羅・方兩人、實係江西撫州奸民、在南城縣下九鄉、盤踞十餘年、擅取假托外洋名目、肆行無忌、種種作惡、所有搜獲各物、万目共覩。方今聖治昌明、光天化日之下、此等魑魅魍魎、誠如聖諭所云、為中國莠民、即為彼教之敗類。除一面知會各府州縣同人、嚴行緝獲羅安當・方安之等、尽法懲治外、此後如有被惑之人、亟宜改悔自新、痛加湔洗。如執迷不悟、族中公同處死、為無君王父子・兄弟・夫婦者戒。

至互市通商、照章辦理、我江省駁除内地奸民、並無他意与逆夷、欽惟我皇上懷柔遠人、准予外洋互市通商、業經欽奉遵行在案。

去年十月、有奸民羅安當・方安之、自称係法国人、來江伝天主

(三) 江西閩省士民公檄²⁵

江西閩省士民公檄

贛州閩郡重刊

欽惟我皇上懷柔遠人、准予外洋互市通商、業經欽奉遵行在案。

至互市通商、照章辦理、我江省駁除内地奸民、並無他意与逆夷、

両国和約、原無窒礙也。此檄。

(四) 贛州閩郡士民公檄⁽²⁶⁾

贊州閩郡士民公檄

耶穌天主教之濶跡華夏、擾害地方、受其荼毒者、已有江西湖南兩省公檄、並十害條、詳言之、現已貼示。

茲七月、忽有奸民、挾邪書來贊發完、羣看書中妖言邪說、大眾鬧然、即欲將二奸拿詢、嚴為懲誠。詎二奸聞之、私逃出境、衆等旋將所買之書、齊出燒燬。但二奸乘意、始以堯書為名、原期誘譖愚氓、煽惑人心、漸漸仮言伝教、拐騙男女幼孩、取其脂髓、汚淫婦女、吸其精血、種種妄為、無所不至。幸我郡士民、尊崇正道、屏除異端、不為該奸愚惑。但恐鄉村僻壤、或有買得邪書、未經燬尽、或有先時被惑、尚未改悔者、族長・鄉鄰、務速訪查開導、將書焚去、令其自新。倘執迷不悟、即會齊團總、團長、公同処死、並將該人房屋燒燬、以示嚴禁。鄰佑知情袒護、及族長不实力查辦、一經發覺、並鄉鄰・族長、一体連坐、庶幾先靖內奸、以絕勾引之路。

凡我同人務各省悟、有則痛為湔洗、無則益加防閑。遇有奸民入境、查係天主教匪、立即鳴鑼伝知遠近、會齊丁壯、各整器械、驅之出境。該匪倘敢恃強、定當格殺。勿論我等原為保固鄉村、禁絕異端各色害毒起見、務須同心戮力、起而攻之、將見息邪說正人心、而風俗醇矣。此檄。

湖南掲帖を見ると、その内容は全体的に頗る低俗陋劣であるが、

たゞキリスト教排斥の理由として先づキリスト教が中国在來の儒教的な家族道徳やこれと結合した宗教的儀礼を否認する点をあげてゐるのは一応当然のこととして首肯出来る。

だがその次に宣教師の悪行として力説されてゐる挖目剖心、採生拆割、或は幼兒誘拐、婦女姦淫等は、已に雍正、乾隆頃から云はれてゐたことであるが、これは殆んど中国人の猜疑心から起つたことの様である。元来非宗教的であり、現実的実利的な考へに傾き易かつた中国人には、西洋人がはるべく中国まで渡來し、然も莫大な人力と資金を費して布教を行ふ理由が理解出来なかつた。そこで彼等は、宣教師達は一応福音の伝道といふ美名を掲げてはゐるけれども、それは単なる仮装であつて、何か匿された目的、秘密の利益があるのではないかといふ根強い猜疑心を捨てることが出来なかつた。然も中国人から見れば、キリスト教の教義やその儀礼は頗る神秘的であり、又閉鎖的な教堂内部で行はれてゐることも中国人には異様であり、そこから種々の想像や疑惑も生じ易かつた。殊に女性の集会は最も大きな疑惑、非難の対象になつたし、孤児院の如きもさうであつた。かくて教会や宣教師に関する種々奇怪な中傷が流布されたものらしい。その中傷は余りにも荒唐無稽なものが多かつたが問題はそれが中国人の間に広く信ぜられて來たことである。

前掲の湖南掲帖に掲げられてゐるキリスト教攻撃の要点は、已に嘉慶十六年の陝西道監察御史甘家斌の「請嚴定伝習天主教治罪專條摺」に現はれてゐる。それには、

查該教不敬天地、不祀祖先、不老父母、不畏刑罰、種種欺公藐

法、背名畔義、実屬以邪害正、情理難容。

と謂ひ、更にその悪事をあげて、

且聞該教能以符咒蠱惑、誘汚婦女、誑取病人目精、律貴誅心、

該教既非圖財、又非勸善、果何所為。

とある。

この甘家斌の「治罪專條」はそのまま定例に採用されたが、後に

道光二十四年に欽差大臣耆英がフランス使節とキリスト教解禁の交渉をした時にも、この定例が持出されてゐる。即ち耆英はキリスト教の信仰を承認し、これを文書にしてフランス側に与へたが、その中でこの定例に言及し、

窺查天主教為西洋各國所崇奉、意主勸善懲惡、自前明伝入中

國、向不禁止。嗣因中國習教之人、每有藉教為惡、甚至誘污

婦女、誑取病人目睛、經官查出、懲辦在案。於嘉慶年間、始定

為分別治罪專條、原以禁中國習教為惡之人、並非禁及西洋外國

所崇拜之教也。

とのべてゐる。⁽²⁸⁾こゝでは「誘汚婦女、誑取病人目睛」などは専ら習

教中国人によることとされてはゐるが、これはむしろフランス側を刺戟しないための筆で、耆英などでさへなほ教会の所行に疑惑を持つてゐたことは明らかである。そして弛禁後もこれに類する疑惑は著名な政治家や学者によつてそのまま継承された。

キリスト教の弛禁後、その弊害を憂へて警告を發する政治家や学者は少なくなつたが、その代表的なものは梁章鉅（前広西・江蘇巡撫）の天主教論（浪跡叢談、卷五）、魏源の天主教考（海國圖志、

道光二十七年刊、六十巻本、卷十五）や梁廷枏の「耶穌教難入中國說」（道光二十六年刊）などであらう。但し梁廷枏の著述は筆者未見のため、その内容は明らかでない。然し前者の内容は頗る荒唐陋劣なものであり、當時の中国知識階級のキリスト教觀が旧來の誤解から一步も出てゐなかつたことを示してゐる。

先づ梁章鉅は湖南黃岡の吳德芝が著はしたと云ふ天主教に関する記事を引いて宣教師の特技に言及し、

又善作奇技淫巧、及燒煉金銀法、故不耕織、而衣食自裕。

と云ひ、男女が室内に齊集すること、婦女が裸体で医療を受けること、更に死者の眼睛を取つて鍊銀の用に供することなどについて説明してゐる。そして最後に自らの警告を加へて、

按此事在雍正初、至今剛踰百年、而其燄復張、甚為可恨、因錄
旧事、以正告夫当事主持者。

と説いた。

魏源の「天主教考」では、先づ前述した耆英のキリスト教弛禁の文書に「奸誘婦女、誑騙病人眼睛」に対する禁止項目があることをあげた後、

查西洋之天主教、不可知、若中國之天主教、則方其入教也、有
吞受藥丸、領銀三次之事、有掃除祖先神主之事、其同教有男女
共宿一堂之事、其病終有本師采取目睛之事。

と称し、更に眼睛の採取や鍊銀について説明を加へてゐる。（梁章鉅、魏源のこれらの記事は何れも夏燮の中西紀事、卷二、猾夏之漸にも全文が引用されてゐる）

かくの如く梁章鉅や魏源の如き著名な学者でさへ宣教師や教会を全く信用せず、専ら古くからの伝説を信じて教会の非道を攻めるに急であつた。従つて一般大衆は勿論、多くの政治家や学者の中にもこれらの伝説をそのまま信じる者が多かつたに相違ない。これと當時の政治家や学者の無知の致す所と見ることも出来るが、又當時の中国社会では、前述の伝説に云ふ幼児の誘拐や採生拆割に類することが国内の匪徒によつて現実に行はれていたらしく、それが教会の所行に結びつけられれば、そのまま信せられてしまふ様な状態にあつたことも否定出来ない。例へば道光二十六年六月の上諭には御史謝采塲の上奏を引いて、浙江地方に邪匪があり、毒薬を入れた食物を秘かに売歩き、「残害男女幼孩、事類採生拆割」と称し、これが杭州、紹興一帯に蔓延してゐるとある。⁽²⁹⁾これを以つて見れば、採生拆割の如きも當時の中国では必ずしも荒唐無稽のことではなかつたらしい。

南昌教案の場合、豫章書院山長夏廷策をはじめ、南昌の有力紳士が湖南掲帖を数万部も増刷して四方に遍掲したのは、これを重視した結果であり、又その内容を真にうけてゐたことも暴動後に出された「江西閻省士民公檄」によつて察せられるであらう。この中に教会が已に男女数百人を殺したとあるのは多分捏造であらうが、南昌の士民が特に孤児院に疑惑を向ける、その男女児童が皆盲目か啞であつたのを見て、これは邪術を施されたためでは無いかと真剣に疑つたのは事実らしい。又教会の中や中庭の土中から発見された血酒の如きものや骨包にも強い疑惑が持たれた。巡撫沈葆楨の上奏に

よると、事件後、教会堂から発見された骨殖一包、血膏一塊、長さ三、四寸位の銅管一本が紳士代表夏廷策から巡撫のもとへ提出され、骨殖は殺害された幼児の遺骨、血膏は幼児の精血を鍊成したものであり、銅管は眼玉を剔出する道具に相違ないと説明されたと云ふ。そしてこれらの物件は巡撫から総理衙門に送られ、更にフランス公使に説明が求められた程である。遺骨、血膏や銅管が果して何であつたかは明らかでは無いが、夏廷策が称する様なものでは無かつたであらうし、又孤児院の幼児に至つては、生来盲目や啞であつたために孤児院へ送られて來たのが真相であつた。とも角、南昌の紳士達が湖南公檄に刺戟されて、教会内のあらゆる物事に疑惑を向けてゐたことは明らかであり、且つこれらの誤解が彼等がキリスト教を憎悪敵視し、これを排撃する重要な理由の一つになつてゐたことは否定出来ない。

この種の誤解や疑惑はその後も長く中国人の心にしみつき、揚州教案や天津教案も亦この種の疑惑が直接の動機であつたことは已に述べた。また天津教案の後でも、教会の幼児誘拐や挖目剖心等の謡言は全く疑ふ余地の無い嚴然たる事實として天下に喧伝された。その代表的なものとして次に「辟邪寒錄序」をあげておこう。

(五) 辟邪寒錄序

法蘭西夷人之入中國也、以伝教為主、為害甚烈。自咸豐辛酉年換約之後、鴉張日甚、伝教已數省、間有深明大義之百姓、驅逐不准設教者、亦有圖利愚民為其所惑者。吁、世道人心、不可問矣。

其辟邪實錄一書、備載法夷淫兇實跡、讀之令人髮指、惟願世人輒轉相伝、藉以補救。

近予因公赴天津、聞其城內閑外、時有失去幼童、或伝夷館中、有

抬出木箱、即裝洋貨箱、深夜掩埋者、附近居民、掘而視之、一箱中重置一二幼屍、目無珠、胸無心、血污淋漓、埋藏不一、不及逐一發掘。旋有司掌獲用藥迷拐之人、供出法國夷奴王三指使、每日給洋錢一枚、送到幼童一人、給洋錢五十枚。天津府県、向夷館索要王三、

堅不肯放、稟請通商大臣崇、伝法國理事官豐大業到署。津民數百、追蹤其後、豐大業見通商大臣、不知作何語、即放袖口洋鎗、未中。

豐大業出署、到東浮橋、過天津縣劉傑、又放一鎗、誤斃家人。津民

愈聚愈多、羣動公憤、立將豐大業研斃如鵝。其處即起旋風一股、其

色黑、逕奔入教堂內、隨行民人甚衆、立將天主堂耶蘇堂燒燬、殺死夷人男婦數十名、救出幼童五百余名、婦女數十名、擎獲王三、詢係取人眼心脅等物、配合迷藥、定於五月杪、遍置天津河口井內、使人吃水、皆入迷途、尽為所用、其心尚堪問乎。

乃蒙上天垂眷我朝聖聖相承、默佑億兆、於五月二十三日、破其詭計、不得遂其奸謀。

近有自揚州來者、云親見揚州・鎮江等處夷人、不論老幼男婦、一併霸要獨行者、即被捉去、地方官懸賞擎獲拐匪一名、給洋百元、被獲者、皆我中國愚民、供招不諱、立斃杖下、法夷之殘刻狠毒、至於此極。

天津一帶、本久旱、自破此案、即大雨。可見夷罪天神共憤、中華不能除此惡物、共受其殃、誠可悲也。

現在天津津民、雖有義舉、誓不與夷人並立、第恐名姓不悉前情、即見辟邪實錄一書、未免信疑參半、用特詳陳躬親見聞夷人確鑿兇毒實跡、以為書之徵。

嗟乎、人生中華、雖貧賤亦難得、况富貴更可榮乎。何竟以好好妻妾子女、從其邪教、任其淫汚、任其凌辱、終久任其割括、真真為之痛哭、恨無飛天兵將、直搗夷人巢穴、滅此朝食。惟望正人君子、見此書者、広為播傳、轉相告諭、俾凡我中華人民、皆知夷教不可從、夷類之當除、即以挽回世道於不日、即中國有厚幸焉。是為序。

大清同治九年歲在庚午六月序

なほこの序文で宣伝されてゐる「辟邪實錄」は、當時の反キリスト教運動に極めて大きな影響を与へた本である。この本は当時中国の各地で盛んに刊行されたと云はれてゐるが、現存するものは少ない様である。筆者の知る限りでは、前掲の序文を附した同治九年刊のもの（大英博物館蔵、定価が京錢で示されてゐるから刊行地は河北か山東らしい）と、光緒年間に重刊された「辟邪紀實」（東洋文庫蔵）がある。两者共に本文は天主教の教義、祭礼、儀式や中国伝來の歴史、その罪悪を論じた「天主邪教集説」に次いで、「雜引」、「案註」があり、こゝでは専ら明清間の諸書の中からキリスト教に関する記事を集めてその罪行、邪悪を具体的に証明し、後者には「辟邪論」として楊光先のキリスト教攻撃の論文も二篇収録されてゐる。但し序文や巻末の附録、跋等は辟邪實錄と辟邪紀實では違つてゐる。即ち光緒重刊の辟邪紀實には、咸豐十二年の「天下第一傷

心人」なる筆名の序文がそのまま残されてゐるが、辟邪実録ではこれが前掲の序文に変更されてゐる。卷末の附録も全く別のが附せられてゐる。恐らく東洋文庫にある辟邪紀実の方が内容は古いものであらう。

辟邪紀実、或は辟邪実録の原本は咸豐十一年に編纂されたらしいが、編者は「天下（又は饒州）第一傷心人」とあるだけで、本名は不明である。湖南長沙の人、唐際盛ではないかとも云ふ説も當時出でたが、確かなことは分らない。但し本書の内容や流傳の経路から見ると、湖南で編纂されたらしい形跡が濃厚である。そしておもに掲げた「湖南公檄」等の掲帖は、辟邪紀実に基いて作成されたものではないかと思はれる。両者は内容的に頗る類似した説が多い。

紀实や実録は何れも三十葉を越す冊子であるから、单葉の掲帖に較べれば流布された数ははるかに少なかつたであらうが、天津教案前後の頃には江西や山東地方では盛んに刊行配布されてゐたらしい。山東にゐたアメリカ人宣教師の報告によると、平度州などでは地方官が自ら辟邪実録を大量に印刷して市鎮村莊に配布し、耆老、族長等に命じて民衆に講義させてゐたとも云はれてゐる。なほ本書について云ふと、Fairbank博士は詳細な研究（Fairbank, K. S., Patterns behind the Tientsin Massacre, Harvard Journal of Asiatic Studies, Vol. 20, No. 3-4, December 1957, pp. 480-511）がある。

所で前掲の序文のはじめの所に、「予因公赴天津」とある所から見ると、これは或は官吏の筆にならぬものではなかつたかと思はれ

る。官吏では無かつたとしても、一通りの学問を身につけた者であつたに相違ない。その意見にしてなはかくの如くであつたから、その後も長い間、教会に関する種々の謡言が民衆を激動させたのも当然であらう。例へば一八九一年に起つた蕪湖教案、武寧教案、宜昌教案等は何れも教会の幼児誘拐の謡言に激昂した民衆の所為であり、一八九五年の成都教案の如きは、宣教師が幼児を殺して食つたといふ謡言が発端であつた。又一八九八年の沙市暴動の時にも摺目剖心の謡言が起つてカトリック教会が民衆から襲撃されようとしたが、イギリス領事の報告によると、当時沙市に住む内、女は殆んどすべて、男でも十人の内七人までこの謡言を信じてゐるのが実情であつたといふ。⁽³³⁾ 又山東濟南府の長山、鄒平、浦台等の各県でも一八九七年半頃から教会の幼児誘拐の謡言が高まつて、一時教会や宣教師を驚慌させたことがある。⁽³⁴⁾ この時長山県で掲示された掲帖を例示すれば次の如くである。

（六）長山県掲帖

諸位鄉親台知、茲有奸人、為外洋誘拐幼子少女、挖取心眼、其術能使人迷悶不覺、隨彼直奔。此後凡我鄉親、及時在街口賣壳者務須留心、見有神情恍惚、一日直視如愚者、即特阻留為要。特囁。

この種の掲帖は當時他にも少くない。中国人がかゝる謡言に依然として動かされてゐたのは、社会治安の悪さや民衆の無知をやれることながら、侵略不法を事とした西洋人に対する徹底的な不信感に

も大きな原因があつたことは云ふまでもあるまい。

三

南昌に次いで教会撲滅の暴動を起した衡州では、事件後に政府が教会堂を再建しようとしたので、耆民が結束して公稟を呈し、教会の再建に強く反対した。この公稟は衡州士民のキリスト教反対の趣旨が詳細に説明されてゐる。それを次に掲げる。これは天津條約の直後、即ち同治九年六月に刊行された辟邪実錄（大英博物館蔵）卷末の附録からとつたものであるが、原文は勿論同治元年（一八六二）の作である。

(七) 湖南逐異類公呈

具呈衡清兩県耆民等、為異類恣肆、人道淪胥、蠻驅驅禁、以除亂本事。

竊為天主教者、肇自島夷、情同禽獸、前古未之有也。明季西洋國人利瑪竇、湯若望、南懷仁等、先後航海、闖入中國、浸淫而各省郡邑有天主教堂、漫淫而不根究民習天主教、此外洋人入華、而邪教胎禍之始。

我朝革故鼎新、滌瑕蕩穢、毀其室、火其書、逐其人、凡伝教習教者、皆罪所不赦、載在憲章、著為律令。蓋自古列祖列宗以來、聖訓諄諄煌煌、無非欲億兆日納於軌物之中、而毋或越於蕩平之治、法至嚴、意至深也。

何凶逆夷久沐聖主無外之化、得窺廣州互市之利、猶復包藏禍心、

屬餐鉛鎔。潛至内地、術瞞頽蒙、刊布邪說、講張謬罔、伝教禍黨、到處橫行、彝倫攸斁、廉恥頓喪。髮逆因之仮耶穌教名号、揭竿而起、縱橫粵·閩·黔·汪·鄂·皖·豫·齊·陝·流毒半天下、不可收拾矣。

至庚申八月之麥、普天同憤、而逆夷亦遂明白張胆、連衡句結、四野騷動、人情洶洶、將不知所底止。而彼教無天、無聖、無父、無祖宗、無夫婦、乃無人道、其窮凶極惡、益暴揚於天下、奚以明其然也。

天一而已、以主宰言、則曰上帝。乃彼教變其名、曰天主、摹耶穌以寒之。考耶穌生於漢哀帝之延寿二年、不知延寿以前之天、又誰為之主耶、抑虛位以待耶。其敢於無天、悖一。

堯舜禹湯、文武周公孔子、繼天立極、萬世之聖人也。乃彼教妄作妖書、醜詆唾罵、甚至蔓入曲阜、毀壞聖林廟宇。其敢於無聖、悖二。

万物本乎天、人本乎祖、開闢以來、豈違斯義。耶穌為巴斗國王磔死、乃彼教即崇奉其磔死之十字架為主。凡入教者、必先自斧其祖先木主、及五祀神位、而後收之。推而称父為老兄、称母為老婦、敗滅倫理、顛倒綱常。其敢於無父母無祖宗、悖三。

天以陰陽·五行、化生万物、其道造端乎夫婦、風化所係、名教攸關、莫先於此。乃彼教既招引其夫、必脣誘其婦、授以媚藥、誑為仙丹、使其慾火中燒、自擾婬淫、一經交接、本婦視本夫如糞土。且生女不嫁、留待天主、其敢於無夫婦、悖四。

上天有好生之德、乃彼教蠱迷從教婦女、共器浴、探討陰穢、或

取黑漢、或取紅丸，恣其所為，以至吸取童精、針刺腦髓、夭札嬰孩、虐及黃口。又於從教之將死者，必遣同教數人，往屏其家屬，隱經求救，趁其人尚有氣息，即剜目剖心，秘為外洋偽銀之用，隨以繪布束尸，促入棺殮。其敢於滅絕人道，悖五。

有此五悖，足兼万惡。島夷不悟，以故当日行之利未亞洲，而利未

亞洲，為其所屬矣。行之印度，而印度為其所併矣。行之日本，而日

本為其所吞矣。執是以推，其狡焉思啓，已匪朝夕，今茲之為，所謂

司馬昭之心，路人皆知者也。設使彼教終得行於中華，則數千年衣冠禮義之邦，一化為倮虫鰐人之域，壞壞還還，獸畜禽羣，豈不大可痛哉，豈不深可痛哉。

竊謂今日計，正宜慎固海防，攔截市舶，拔本塞源，銷阻我心。而聖朝寬大，猶宏怙冒之仁，闢汎退敷，用弘懷柔之義，勉就和約，無顯武事。逆夷罔知悛艾，輒敢散布醜類，到處起建教堂，号召嚙聚，凡諸犯罪論死之徒，遁入彼中，蔽奸逋究，狂縱日張，莫敢誰何。

即如天主教之在我衡州也，道光年間，即有醜徒誘惑無知愚民，私習其教門，然爾時國家功令森嚴，若輩猶深自秘密，不敢顯然與地方士民相詐廣也。已而永安賊起，遠近謠言，大劫將臨，天父·天兄出世，細斥其說，毫出於教門之口。時值多事，法禁稍弛，匪徒漸漸猖獗。教主之來，昔以微服，今輿馬矣。伝教之時，昔以昏夜，今白昼矣。礼拜之地，昔在鄉曲，今城市矣。勾引之徒，昔皆細民，今士大夫矣。然見其汲汲如狂，亦不過以異端酇之，初不料為非作歹之至於此極也。

迨咸豐壬子，粵賊竄楚境，衡民一日數驚，居城者尽室行，在野者

荷招待，而教門宴如也。方且以賤值儲米粟，鳩工匠，大興土木，積松杉板於石鼓書院側如山，愈益以奉天主免劫數，煽惑鄉愚，更出多金，傾動一時，凡平人入其教者，與銀十兩，生藍以上与如援例報捐之數。間有衡人自賊中逃歸，備述賊狀，實與教門無異，而教門亦稍稍自敗露。於是恍然知教門非我族類，而衡人竊抱寔逼處此之憂矣。

自此而後，教門之在別省者，不得尽数，而在衡州者，則怪怪奇奇，難以擡髮數，姑舉其昭彰在人耳目者言之。

軍興以來，清查防堵，雖窮鄉僻壤，皆當奉行，而教門無一臂助者，籌餉捐輸，雖道經流寓，莫不踴躍，而教門無一毛拔者。不特此也，北門有十字街，嫌觸其忌諱，聚衆毀民房，易街道，一市大譁，相持數日始罷。

又教門堯引，有小兒戲於徑，偶揚灰如十字形，輒繫小兒父兄，生員蕭方規勸解，並遭毒毆，且蟄棺入兒屋以痊，鄰里為醵金，頓首謝始解。

又遣其党，四出鬻糖餅，設店称施藥，誤服食之者，小兒多泄瀉死，大人必發狂。

又下闈有來雁塔，教門引夷目數人，悄登其上，用遠鏡俯瞰城內外形勢，繪圖以去。

又素有不法之張道榮，案發收繫，一投彼教，即有夷目，來為扛護，官府即釁，不敢問。

又教門有船隻數十，終年往來載運，每月數回，每船不桶數百，收發於城外之香水庵，而封識甚固，不知為何物。

其更可駭者，去年正二月間，和議行之後，教門男婦羣聚於天主堂，日以千百計，大揭通衢，將以某日拆城隍廟、築道友館，以某日撤府県學聖位，奉十字架。尤復四方流言，動稱伊教大行、迂孔廢、衡民胆敢抗違，将来廣東、湖北兩處教主，必興問罪之師。又称劫數亦天主所造，髮逆之兄弟們，乃奉行天主劫運者也。衡人多充當官勇，違天不祥，将来必遭屠戮之劫。

因思我衡州本四衝地，上通兩廣，下達三江，以今日之見見聞聞，果一旦乘間竊發，教門之在我榕城、桂嶺者，踰嶺而北，教門之在江南、湖廣者，沂湘而南。更有本地教門數千百戶，為之居停主人，借寇兵、齎寇糧、外合裏應、我衡州生靈、庸有噍類乎。

又思教門奇淫左道，蔑綱常，鮮廉恥，本為聖世所必誅，王章所不赦。在我皇上俯允和議之後，彼若稍為歛迹，教門自為教門，百姓自為百姓，化日光天之下，何所不容，原可相安無事。乃至藐視我王章，侮我先聖，敗我風俗，蔑絕我倫常，弁髦我官府，勾誘我子弟，竊我城廂。

我衡郡軍民人等，食毛践土二百餘年，在智者見遠，原深抱杞人之憂，即愚者察近，豈竟無身家之念。鬱抑莫伸，铤而走險。夫是以本年四月三日之擧，則是非我衡民好為多事，美教門之與我衡人，以大不堪，而激而成之者也。至謂我衡人此擧，當日並未稟明官府，率爾為之，誠屬冒昧。然伏誦世宗憲皇帝聖諭，則今日之事，雍正年間故事也。閱邸報、豫章一帶百姓，亦不甘為教匪凌辱，則今日之事，又江西之已事也。

況我衡湘士民，自聞逆夷震逼京師，凡在血氣之倫，已莫不茹痛含

酸、臥薪嘗胆。又值円明園被燬、頤皇帝北狩木蘭道路、訛伝不一、而得教門勢更梟張、語言無狀、寔有若輩口可得而言、吾民耳不忍得而聞者、罪大惡極、非僅僅諸其宮室、足蔽其辜。

近聞各大憲者，落地方官、曲為調停，欲將所毀之天主堂，仍為修復。獨思衡民所毀，特州城之天主堂耳、四鄉七屬，寔未暇及，在衡人方恨未盡覆巢穴。一旦官為修復，兜餽再張，其所以魚肉我衡人者，將來不知更作何狀。蓋在教門未生事以前，衡人與教門，已為偷安之局，而在教門既生事以後，衡人與教門，決無兩立之勢，是即威以三尺，不能俯首帖耳，以聽命於逆夷，且更有說焉。衆口鑠金，衆志成城，以是蚩蚩者，激於義憤，心存君國，不惟少洩戴天不共之憤，并可永弭肘腋反側之憂，上紓宵旰，下救桑梓，雖事涉專擅，而情可哀矜。倘普天之下，填東海者，羣聊以二石，移南山者，尽出其三人。各直大憲，復能酌其地，因其時，作其氣而用之，靖內奸以禦外患。吾見髮逆雖衆，未必不頓失其援，洋寇雖強，未必能過海口一步也。如其姑息從事，異類復滋，凶目前犯堂之歛，忘他日噬臍之患，則就衡郡一隅論之，固有養繩貽害之余殃。即合天下全局籌之，又豈久安長治之上策耶。

恭逢大人福星照臨，下車伊始，修明政治，整飭綱常。是用灑血、合詞公懇神明父母作主，驅逐異類，得全善良，以除亂本，而扶人極，毋任屏榮，悚息之至。

この公稟の前段にあるキリスト教排斥の議論は前掲の湖南公檄と

共通の部分もあり、論旨は大体相似たものである。然しそれに統いて、太平天国とキリスト教との関係を取上げて両者を同類と見做し、太平天国乱中にこの地方の教民が増長して一般民衆を如何に圧迫したか、又天津条約の批准後、教民の増長横悖が如何に甚だしくなつたかを具体的にのべて教民撲滅の必要を力説し、教会堂の再建に反対してゐる。こゝで太平天国とキリスト教との関係が重視され、キリスト教の跋扈を放任することの危険性が強調されてゐる点は重要である。

周知の如く洪秀全はキリスト教の教義を自己流に改変して独特的教説を立て、儒教を徹底的に排撃し、中国在来の家族道徳、社会秩序や信仰等を破壊し、その代りに全く別の宗教的な共産社会を樹立しようとした。それは中国史上で繰返されて來た單なる易姓革命ではなく、中国の伝統文化そのものに対する革命でもあつたと云へる。この点において太平天国は、儒教を絶対視し、これこそ中国の中華たる所以であると信じてゐた読書人から最も強い反撃を受けなければならなかつた。太平天国討伐のリーダー曾國藩の討粵匪檄の言葉を藉りれば、数千年來の礼儀人倫を破壊しようとする太平天国の野望は、

此豈獨我大清之變、乃開闢以來名教之奇變、我孔子孟子之所痛哭於九原、凡讀書識字者、又烏可袖手安坐、不思一為之所也。

であつた。これを以つて見れば、外夷の異端邪説を唱道する太平天国に対し中國の伝統を擁護しようとする基督教主義者の情熱の前には、太平天国が掲げた満清打倒のスローガンも極めて効果が薄かつ

たかに見える。されば漢官僚は勿論、その豫備軍たる全國の讀書人階級が悉く蹶起して太平天国と戦つたのは、中國の伝統、儒教主義擁護のためであり、その限りにおいては正に國粹主義的な一大運動としての一面を持つてゐたのである。

尤も太平天国の信仰箇条はキリスト教の教義を全く歪曲したものであり、本質的にはキリスト教とは似て非なるものであつたかも知れない。然し当時の中国人は太平天国の信仰とキリスト教とは同類と見做してゐたし、又太平天国の指導者達が彼等の信仰をキリスト教そのものであると考へてゐたことも事実である。例へば江西主教リゾラティの一八五七年の報告によると、當時太平軍の支配下にあつた江西地方で布教に従事してゐた宣教師アノー（羅安當）やモントル（一八五七年六月、官兵に捕へられて処刑された）等は、同年初に太平軍から路費を交付されて自由に布教出来る様になつたが、これは太平軍がカトリックの信仰と太平天国の信仰とを殆んど同じものと見做して宣教師を好遇する方針をとつてゐたからであつた。だから太平軍治下では一時に数百人の民衆が群を爲して宣教師の門に蝟集して來ることもあつたと云ふ。³³

更に洪仁玕の資政新編、法法類を見ると、その中に「柔遠人之法」の一節があり、それには西洋の宣教師や技術者を招いて民を教導させる必要が説かれてゐるが、彼の意見によると英國も米國も何れも天父、上帝、キリストを信奉する國で、太平天国と同教の國であつた。そして洪仁玕は彼の知る限りの英米宣教師の名を列挙してその西洋通であることを披瀝してゐる。これも以つて見ても太平天国が

キリスト教を同類と見做して宣教師を尊敬し、その布教を歓迎してゐたことは明らかである。従つてこれに乘じて太平天国治下では前掲の「公呈」に云ふ如く、宣教師や教民が幅をきかせ、ひいては一般民衆の反感を招くことも少なくなかつたかも知れない。南昌の市民なども、「長毛都是奉天主教的」と云ひ、アーノーを駆逐した後も宣教師が太平軍を勾引して進来するのではないかと怖れてゐた。太平天国がキリスト教の危険性、恐ろしさを中国人の中に刻みこむ結果になつたことは否定出来ない。

そればかりではない。中国では早くからキリスト教は邪教とされ、然もそれは西洋人が中国人を煽惑して叛乱を起し、中国を侵奪するための手段であると考へられて來た。この説を最初に唱道したのは康熙四年（一六六五）のキリスト教弾圧の端緒を作つた楊光先であり、その論拠は「請誅邪教狀」等に詳細に説明されてゐる。

又、雍正帝がキリスト教の禁止を決意して宣教師を追放した際にも、その理由の一つとしてこれと同じ見解がのべられてゐる。即ち雍正帝は三名のジェスイット宣教師を宮中に召して、「宣教師から受洗したキリスト教徒は宣教師以外のものを認めない。中國に騒乱が勃発した際、キリスト教徒は宣教師の声の外に耳をかきたいであらう。現在は何も怖れることはないが、外國の船が干を以つて来航する時には叛乱が起るかも知れない」と云ひ、更に北方にあるロシア、南方から来るヨーロッパ諸国の強大を指摘して、これらは中國にとつて一大脅威であることを素直に表明したと云ふ。⁽³⁶⁾ 爰來宣教師は、前掲「邪教十害條」の最後の条にもある如く、賊の「偵探」で

あり、西洋諸国侵略主義の手先となつて匪徒を集め、叛乱を起して中国を侵略するものであるといふ考へが中国人の心底にこびりついてゐた。従つて太平天国の叛乱は、それが社会的経済的な矛盾の累積によつて醸成されたものであつたとは云へ、當時の中国人から見れば、古くから怖れてゐたキリスト教の害毒が現実に現はれたものであり、キリスト教の邪悪、有害さを如實に証明するものと受取られたのである。

従つて太平天国乱が起ると、当然のことではあるが、内地に潜入した宣教師や教民に対する取締りは全国的に頗る厳しくなつた。湖南でも宣教師や教民はこの間に幾多の辛慘をなめた。

前述した衡州教案の時の主教ナヴァロは、一八四一年に澳門へ着き、上海を経て、一八四六年に湖北に潜入して忽ち捕へられ廣東に追放されたが、再び湖北に潜入し、翌年漢口で他の宣教師、中国人学生と共に再度捕へられて廣東に追放された。⁽³⁷⁾ 間もなく太平天国乱が起ると湖北・湖南の地方官は直ちに大量の教民を検挙して改宗を強制し、更に翌一八五二年には漢口で中国人牧師及び教民十名が太平軍との関係を疑はれて逮捕拷問され、衡州でも教民が官憲からきびしく迫害され、牧師は投獄された。⁽³⁸⁾ それにも拘らず、ナヴァロは万難を排してまた湖北に潜入し、更に衡州へ入つたが、一八五八年にまたもや捕へられて廣東に護送されることになつた。然し彼は護送の途中で役人を買収して脱走し、再び衡州に潜入して天津条約の批准を待つたのである。⁽³⁹⁾ これだけ厳しい追究と弾圧に堪へて來たのであるから、天津条約の批准後、宣教師や教民が正に一陽來復

の思ひに駆られて勢ひ吐氣揚眉に奔るのを禁じることは出来なかつたであらう。

だが太平天国との闘争に艱難をなめて来た一般官民にすれば、この宣教師や教民の増長を黙認することは出来なかつた。衡州暴動後、湖南巡撫毛鴻賓はこの事件の原因を、

湖南地非瀕海、各属居民、向未観洋人之形狀、歷來入教者、大率暗相伝習、教中底蘊、外人不得而知。以粵逆倡乱、亦係假天主教為名、其非與天主教同類、士民無從尽識、疑擬幻生、訛言因之而起。湖南民風素稱剛勁、年來用兵日久、各以忠義激動其鄉人、風氣所趨、遂有時甘蹈於愚而不悔。⁽⁴³⁾と説明してゐるが、前掲「公呈」の主張に照してもこの説明は恐らく妥當なものと云へるであらう。

太平天国は一八六四年に鎮定された。然しこの叛乱によつて中国官民に植付けられたキリスト教に対する反感、これを邪悪視し敵視する気持は容易に消散しなかつた。むしろ太平天国との闘争を通じて昇揚され、鍛へられた伝統主義、國粹主義の精神は戦後もそのまま持続され、これがキリスト教に対する強力な防壁を形成した。且つ又、太平天国との戦ひは單なる官兵だけの戦ひではなく、郷勇として、或は団練として広範な読書人、民衆を動員しての戦ひであつた。そしてこれらの郷勇或は団練の指導者であつた官僚や読書人は中央地方を通じて戦後官界の実力者として大きな比重を占め、更に地方には何らかの形で団練組織が依然として温存されてゐた。これらの勢力が中央地方の政界は勿論、地方自治においても強力な地歩

を占めてゐる限り、伝統主義、國粹主義の精神は衰へず、従つてキリスト教の進出に対する抵抗は依然として強力であり得たのである。就中、太平天国平定に最も大きな力を發揮した湖南人は戦後のキリスト教排斥は勿論、あらゆる排外運動において指導的な役割を果した。

一体に湖南人は元来好戦的で激し易く、堅忍不拔の精神に富むが保守的であり、また自尊心が強く、尊大でもあつた。彼等はこの気性を以つてよく太平天国を平定して中国を殆んどその指導下におき、これによつて益々傲慢不遜の度を加へたとは云へ、自ら進んで國家社会に尽さうとする氣概においては他省人をはるかに凌ぐものがあつた。そして彼等は外国の侵略に対しても断乎として抵抗する決意を持ち、西洋的な革新はすべて排斥侮蔑し、彼等こそは中國民族の榮光を培ひ、⁽⁴⁴⁾ 外国に反抗するために選ばれた精銳であると自任してゐたのである。

所で衡州では士民の強い反対にも拘らず、フランス及び総理衙門の圧力によつて教会堂の再建が強行され、ナヴァアロも翌年初には復帰した。然し衡州の士民は決して宣教師の活動を放任せず、その後もかなり厳しく教会の動静を監視してゐた。一八六五年に偶々米人プロテスタント宣教師三名がこゝを訪れるべく府試に集つてゐた生童約一方が騒いでこれを駆逐し、更にこれらの米人宣教師はナヴァロが招いたのではないかと疑つてその住居及び教会堂に乱入して、掠奪破壊を擡まゝにし、三日間これを占拠してゐたといふ。⁽⁴⁵⁾ 当時衡州を中心とする湖南教区には、宣教師三名の下に教会堂四、礼拝所

五、教民二千二百七名がゐたと云はれるが、周囲に教会反対の空気が強かつたために、教会の發展は頗る困難であつた様である。然も湖南ではこの衡州地方が宣教師の入り得た唯一の地点であり、この後三十年経つてもなほ外国人は容易に湖南に足を踏入れることが出来なかつた。長沙を中心とする猛烈な排外運動、排外掲帖の濫発は、単に湖南に排外の鉄壁を築いたのみならず、全国の排外運動をリードしてゐたのである。前掲の衡州耆民の「公呈」はさきの湖南公檄と共にその片鱗を示すものであらう。

四

だがそれと同時に、敗戦を機として更めて「華夷の別」を強調し、西洋人を恰も賤民の如くに侮蔑し始めたことは、現実に地に墜ちた中国の尊嚴を古くからの伝統的な華夷觀念によつて弥縫し、一方では相手を極端に卑下することによつて自らの優越觀を慰めようとしたものではあるまいか。

とも角一度ならず二度までも外国に屈服せしめられたことは、これまで中国人が長い間持続けて來た对外優越觀を現実において打碎き、伝統的な思想、文化に対する自負心を大きく動搖させるに足るものがあつた。だが彼等はこの危機に直面して却つて伝統的な華夷意識にしがみつき、伝統的な思想、文化を益々強く固執して真向から侵略者に対決する態度をとつた。そしてそれは往々にして伝統的な文物制度に対する盲目的、狂信的とも云へる自負愛惜となり、一方外来文化に対する極端な嫌惡排斥となつて現はれた。これを当時の西洋人から見れば、中国人の救ひ難いまでの頑迷固陋、傲慢不遜な保守主義として映つたであらう。然し二千年来の文化的伝統を誇る当時の中国人の強い自負心、中華思想はそのまま彼等の理非を絶した保守主義につながるものであつたのである。

例へば湖南において王先謙と並び称せられた保守派のリーダー葉徳輝は、曾つて日本文化の転変を評して、

日本島居、本中國之遺種、其國政教風俗、一視他人為転移、時唐時宋、時中時西、遷喬入谷、若不自主。(光緒二十四年、明弁
録序)

とのべたが、時に応じて転變自在にひたすら外来文化を排跪して來略者に対する憎悪、反感の現はれであらう。

所が鴉片戦争、アロー戦争によつて中国人は慘めな屈辱を味はされ痛くその自尊心を傷けられた。すると彼等は盛んに「華夷の相違」を強調し、「華夷は雜居すべからず」と称して、事々に侵略者を侮蔑排斥する態度をとつた。開港場などでは、三尺の童子と雖も西洋人を見れば罵詈雑言を浴せてやまなかつた程である。これは勿論侵略者に対する憎悪、反感の現はれであらう。

た日本人の如き態度は、真に取るに足らぬ島夷の所行であつて、強い伝統主義に生きて来た中華の士大夫から見れば豊廣以外の何物でも無かつたであらう。

同じく湖南の名士で、所謂平江勇を率ゐて太平天国の平定に活躍し、戦後は文名を天下に馳せた李元度は、「西洋人が異教を持込んで以来、愚民の中にはこれに惑はされる者が多いから、やがて吾が

堯舜孔孟の地位も異教のために奪はれるのではないか」と心配する者があつたのに答へて、堯舜孔孟の教は天地人道の大本を立てたものであり、それが絶対的な真理である以上、西洋の異教などがこれに代ることは出来ないし、却つて吾が聖教こそ外夷の間に拡かつて行くことは間違ひ無いと説き、

吾故曰、不慮彼教奪吾孔孟之席、而喜吾孔孟之教、將盛行於彼都也。

と強調してゐる。⁽⁴⁷⁾ だが彼が何の躊躇もなくかゝる断定を下すに当つて基督教とキリスト教について明確な理論的分析を加へてゐるわけではない。彼はたゞ自らの信念に従つて基督教の絶対性を鼓吹したにすぎなかつた様である。

この季元度の議論を見る如く、主として民族的な自尊心或は体面觀から來たと思はれる基督教や自國の文物制度に対する無条件的な自信、或はそれを絶対視する強い信念を持ち、それによつて外来の文物制度を頭から輕蔑排斥する態度は、実は當時の政治家や学者には極めて多かつた。むしろそれが支配的であつたと云つても過言ではないかも知れない。従つて同治初年以来の反キリスト教運動は勿

論、広く排外運動全般について、その根柢には中国知識階級の伝統的な自負心と体面觀があつたことを見逃すわけには行かない。勿論彼等の排外運動や、或は反キリスト教運動をその階級的利害に結びつけて考へることも一應は可能である。然しそこには階級的利害を超えた民族的自覚が強く働いてゐたことも認めなければならないであらう。

所で同治初年以来、各地で宣教師の驅逐や教会の弾圧が相続いで起つたが、その効果は大抵は一時的なものにすぎなかつた。僅かに江西の南昌地方が暴動後も宣教師の来住を十余年間阻止出来た位のもので、殆んどの場合が教会に賠償を支払ひ、宣教師が復帰し、教会は以前よりも更に発展する有様であつた。

各地方に分散してゐた宣教師や教会を弾圧することは、その地方の民衆の力でも極めて容易なことであつた。然し国家がキリスト教の信仰及び伝道について條約上保護の義務を負つてゐる以上、結局は条約國の圧力に押されて、個々別々の分散的、末端的な弾圧は一時的な効果しか持ち得ないことは明らかであつた。そこで当然キリスト教の侵入を完全に阻止するためには、國家の総力を結集して教会の背後にある外国の侵略勢力と対決する以外に方法がないことが明らかに意識されて來ざるを得ない。即ち再度の敗戦による屈辱感、危機感は、その後のキリスト教会の内地侵入によつて更めて再認識され、そこから外國の侵略勢力と眞向から対決し、これを全面的に排除することの必要を痛感させた。それが明確な輿論となつて抬頭して來るのは太平天国及び捻匪が完全に平定され、「應國內の

治安が回復し、清朝が安泰を取戻すと間もなく、即ち一八六九年頃からであった。この種の輿論の代表的なものとして、直隸省大名府で刊行された公檄を次に紹介する。これは一八七〇年初には漢口方面にまで流布されてゐたと云はれるから、恐らく一八六九年頃に発表され、次第に四方に流传して翌年初には揚子江流域にまで達してゐたのである。

(八) 大名府拒咲咲喇公檄⁽⁴⁸⁾

拒咲咲喇公檄

且華夷不可同居、人鬼豈容并域、故王者不勤遠略、聖人不治戎狄、誠以語言文字所不通、性情嗜好之不同。蜉蝣不知朝暮、蝼蛄不知春秋、夏蟲不可語水、井蛙焉能測海、縱不能用夏而變夷、又安可棄人而從鬼、欲正無主之罪、先絕猶夏之崩。茲有咲咲喇者、遠隔重洋、夜郎自大、其主或女而或男、其種半白而半黑、類魑魅之形、具猿猴之象、出身苦海、甘游魚鱉之羣、竄跡荒山、豢養豺狼之性。始以洋貨引誘中華、造作鴉片、陰施蠱毒、取彼泥土、易我金銀、傾人之家、敗人之產、耗人之氣血、損人之精神、促人之年寿、竭有限之脂膏、填無窮之溝壑、為中國之漏卮、作天下之陷井。

我成皇帝、明燭其奸、嚴行禁約、保護黎元、焚燒其船隻、斷絕其往来、因逢蛙怒、大肆鴉張、妄動干戈、塗炭生靈、侵我廣浙、擾我蘇杭。我大皇帝、開三面之網、宏一視之仁、赦其九死之愆、俯遂同盟

之請。繼復不悛、破我海口、震我京畿、憑陵我城郭、勒索我賄賂、殺戮我兵民、六代之宝玉圖書、悉遭劫掠、三山之樓台殿閣、尽化灰塵、以致蠻興北狩、竚駕西昇。敷天同恨、率土与悲、此是不共戴天之仇、賴以社稷之靈、親王之力、日月幽而復明、乾坤危而復安、天祐其衷、悔罪投誠、首請通商、次懇伝教。我皇上下屈己之詔、因暫時之安、万分無奈、一切報允。

伊遂憲城作祟、仮虎樹威、到處遊行、挾制官長、布散淫書、倡行

邪教、穢污天地、毀謗神明、是不敬也。不葬父母、不祭祖宗、是無親也。不納租稅、不供差徭、是無君也。不講婚姻、不通慶弔、是無禮也。女制其男、奴亂其主、是無義也。不分尊卑、不別内外、妻淫而不制、女姪而無夫、是無廉恥也。加以徧捨金銀、蠱惑士女、入其門者、如入迷魂之陣、服其藥者、如服蒙汗之湯、女則留為供奉、婦則任其姦淫、挖目剖心、妄作点金之術、吸精摸髓、浪淫採戰之法、甚至飲童男之陽、劃處女之陰、女探紅丸、婦採黑棗、淫毒之極、慘不忍言。

然猶假稱詔旨、赫詐官紳、豈知要盟無信、背義不祥、含垢納汚。朝廷大包容之量、食毛践土、閭閻懷忠義之心、乃有本地漢奸、暗通線索、背棄人倫、甘為禽獸。如王聯廷、常錫九等、唆使逆酋、盤踞城市、仮文廟為天主之堂、索壠斤為通商之館、褻瀆天威、滅絕聖教、人心所共嫉、天理所難容。

猶復包藏禍心、勾結教匪、收我蠶賊、蕩我邊疆、易鯨吞之計、為蚕食之謀、此所謂率其子弟、攻其父母、大逆不道、從古罕聞、行當擒送官司、明正典刑、以謹無將之戒、以嚴首禍之誅、先靜內憂、徐

口外患。

至逆夷僻處荒徼、地扼彈丸、合彼國三島、不敵我朝之一郡。蠢茲小醜、敢拒大邦、越五万里之遙、億兆人之怒、天道好還、人心効順、共切同仇之志、誓伸中國之威。

況河北形勝、甲於天下、兵精糧足、物阜財豐、武夫作干城之選、婦女興板屋之恩。縣各有團、團各有寨、人丁檢練、器械齊全、吐氣成雲、揮汗如雨、處處皆可守之城、人人有知方之勇、東至於海、西至於河、南極淮徐、北連燕代、莫不星羅棋布、霧集雲屯。彼若有敗盟之意、我將興仗義之師、旌旗蔽日、金鼓連天、萬馬星馳、千羣電掃、扼天津之咽喉、塞登萊之門戶、期於一鼓、作氣四面、合圍殲厥渠魁、絕其種類、揮落日之戈、肅清妖孽、挽長河之水、淨洗腥膻、以慰我先皇帝在天之靈、以雪我普天下不平之恨、庶足以正華夷之分、而絕人鬼之交、不日風行、先期露布。

これが明確に主張されてゐる。たゞこの掲帖では専らイギリスのみが攻撃の対象となつておらず、フランスについては全く言及されていない。然し布教を熱心に支援してゐたのは専らフランス政府であり、この点に關する限り、この掲帖ではフランスとイギリスが混同されてゐる。

なほ第一節で、曾国藩の直隸總督就任に伴つて河北一帯の排外機運が昂揚したことをのべたが、この掲帖は正にこれを反映するものであらう。そしてこの掲帖は主張されてゐる如き中国人の輿論が一八七〇年の天津教案の底にあつたことは云ふまでも無く、更にこの後かかる輿論は益々昂まり、挖目剖心等の謠言とも重なつて各地に一層激しい教会攻撃を頻発させて行つたのである。

五

さきに掲げた「江西閩省士民公檄」には専らキリスト教や宣教師の罪悪をのべ、これを排撃すべきことが力説されてゐるが、その最後に通商について言及し、それは和議に従つて実施して差支無いとされてゐる。この後にも南昌の士民は「撲滅異端邪教公啓」を發表して教会に対する七万両の賄償支払いに強硬な反対を表明してゐるが、この掲帖の冒頭にも通商は和議によつて皇帝の允許を得たこととして認めてゐる。然し布教も亦條約によつて認められたことであるにも拘らず、これについては彼等は條約を無視して断然反対の態度を取つたのである。これは当時の中国人の間にキリスト教の害を重大視し、通商上の不利を軽視する考があつたからである。江西巡撫は当然外国の侵略勢力に対する総反攻によつてはじめて可能であ

撫であつた（一八六五—七四年間）劉坤一の如きも、キリスト教については、

洋人伝教、実足敗壞風俗人心、天下蓄怨已深。

と云ひ、更に教民については、

各省教民、不獨歎鄉里、抗官長、並藐視朝廷、名雖編氓、實同

敵國。

と云つてこれを敵視し、⁽⁵²⁾ 伝教と通商を比較しては、

通商之弊小、伝教之弊大、救通商之弊易、救伝教之弊難。

と論じてゐる。通商上の不利が漸進的潛在的に影響するのに較べて布教は中國の思想、道徳に顯然対決し、且つ郷村内は勿論、國家的な支配態制にまで直接影響を及ぼす様な形で進行したために、特に支配階級から敵視されたのは當然であらう。

だが通商が目的であれば、外国人が自由に内地を旅行し居住することも実際に差支なかつたかと云へば、決してさうではなかつた。

伝教のためではなくとも、外国人に直面すればこれを侵略者として駆逐する氣構はかなり広く徹底してゐた。例へば江西について見れば、一八六六年春に英人宣教師一名と英人茶商二名が義寧州を訪れて廣東人茶商福盛祥に一泊した所、これを知つた生童等數百名が翌日福盛祥に乱入して洋人の引渡しを要求し、外国人が已に立去つたことを知るや罰金三万両を強要し、結局三百両を支払はせたと云ふ。⁽⁵³⁾ 彼等は来城した洋人の中に宣教師がゐたことは知らなかつたらしいが、この時出した次の掲帖に見る如く不逞の徒が外夷と通じて不軌を企ててゐると見たのである。

（九）合州公啓⁽⁵⁵⁾

今有利徒句引夷人入地、有害地方不小。凡我同人的、于十二日上午、齊至城隍祠、共相較相。幸勿吝玉。現寓福盛祥

合州公啓

（十）八郷公啓

義寧為吳楚之衝、自茶興以來、從未有夷人入境。咸豐十年、有漢奸蕭三、勾引夷人到州、因以為不軌、已被我州逐走。今其弟蕭四、貪夷之利、為漢之奸、胆敢將夷人接至伊庄住宿、若不早為驅逐、必至後患難測也。

為此通啓八郷列列的、于十二日午刻、齊集城隍祠、共相較議、先將夷人驅逐。至福盛祥茶庄、為漢奸所開、斷不准在州貿易。此啓。

三月十一日

八郷公立

また一八六八年にイギリスは漢口より上流の水路調査をはじめ、公使館員スインホーは四川まで調査に赴いたが、早くもイギリスの企図を察した宜昌の士民は、伝教のためたると通商のためたるとを問はず、洋人の宜昌に来る者に對しては最も殺伐な方法を以つて阻止すべきことを決議した。次に掲げる掲帖はスインホー等が宜昌に立寄つた際、城門に掲示されたるものである。

（一一）宜昌七屬土民公啓⁽⁵⁶⁾

宜昌七屬士民人等、為公同酌議事。

竊念我等祖父相承、渥荷本朝深仁厚德、食毛践土二百余年、士商、各安旧業、以報我聖朝子惠元元之至意。即前此粵匪倡亂、捻逆猖張、雖蹂躪半天下、經一二元老壯猷一指揮、而功成底定、民情乂安。凡有血氣者、無不頌我朝積德累仁之深且厚也。

以上七「八？」條、均係密團首人公同酌議、所獎各費、亦係衆首人按畝捐資、不与地方官相干、出力人等、亦毋得妄行控告、均宜遵行、以靖地方。特此告白。

同治八年三月十五日

密團首人公立

茲有英吉利者、海隅小醜、法外頑民、豕突狼奔、本殘民以自逞、鯨吞蚕食、思拓地以稱雄。教則重以耶穌、礼拜堂前皆余孽、會則尊為天主、十字架下悉公魔。况復偏隅負固、左道惑人、勢其輪船、馭風上下、無論清汎之區、罔不盡情句結、恣意混行。既侵我漢鎮、復擾我彝陵、既奪我生涯、復謀我基業、惡端種種、擢髮難稽、礼陶柔淑之邦、豈生此鬼域、光天化日之下、何容此惡魔哉。於是裏我同志、訂我同盟、謹立密團、以清妖孽。茲議章程數條、開列於在。

一議有格殺洋人一名者、密團獎賞錢四抬串文。

一議有燒燬輪船一隻者、密團獎賞錢壹百串文。

一議本地商民、如有私將地基壳与洋人起行店者、其壳主格殺勿論、來密團報信者、賞錢拾串文。

一議本地商民、如有私將房屋佃与洋人開行店者、即將所佃之屋拆毀勿論、來密團報信者、賞錢拾串文。

一議本地划船、如有私渡洋人往来者、即將該船拖岸焚燬。

一議如有格闘洋人受傷者、即來密團、驗其傷痕大小、分別發給傷錢文。

一議如有格闘洋人斃命者、除密團備送棺木安葬外、給錢參百串、以作合家養贍之資。

この掲帖にも拘らず、スインホー等に對しては特に危害を加へる者は無かつた。尤も彼等は殆んど宜昌を通過しただけであるから、攻撃する邊も無かつたかも知れない。然し後に宜昌が開港された時（一八七七）や、更にその後も屢々激しい排外暴動が起つたことから見れば、この掲帖に云ふ所が單なる空言にすぎなかつたとは考へられない。

中には次の如き理由から外人を排斥することもあつた。九江の近くにある名勝廬山は開港後間もなく外人の避暑地となり、竜潭には水泳施設も整へられてゐたが、一八六六年冬に住民がこれを破壊したので外人は別に土地を借りてバンガローを建てようとした所、早くからこれに反対してゐた広饒九南兵備道は土地を貸した農民を逮捕投獄し、竜潭を訪れた外人は住民に襲撃され、バンガローは破壊された。この事件について道台は徳化県士民の公稟をイギリス領事に紹介して、外人が竜潭で水泳を行ふことについて住民が反対する理由を説明した。その照会の全文を次に紹介する。

(一一) 広饒九南兵備道俊照会⁶⁸

大清欽命江西分巡廣饒九南兵備道督理九江關稅務兼通商事務、為照會事。

同治六年八月初五日、撫德化県申称、撫合県士民李先甲・王朗如・梁広徳・黎卓福等公稟、且屬太平宮後竜潭、太乙觀之竜門溝、蓮花洞之竜潭河、向係竜神潛藏之所、每遇地方亢旱、官長請水祈禱、立沛甘霖。乃洋人遊玩廬山以来、男女時在竜潭河内沐浴、未免汚穢、以致竜神不安、祈禱不應、連年遭旱、五谷歉收、皆由於此。

伏思邦以民為本、民以食為天、似此連年遭旱、祈禱無靈、民等勢將餓死。懇即照會領事、嚴禁洋人、以後毋得再往沐浴、庶竜神帰位、雨澤應時、民等不致饑寒、申請照會等情、拋此。

本道查尋郡各鄉、每遇天旱無雨、向往竜潭河等處、請水祈禱。今該土民等、慮及貴國洋人在潭沐浴、以致祈雨不靈、誠恐秋收無望、揆其衆意、尚在情理之中、拋申前情、相應照會貴領事、煩為照會。希即轉飭各洋人、嗣後切勿再往竜潭河等處沐浴、俾免褻瀆竜神、實為幸甚、仍望見復施行、須至照會者。

右 照 会

大英欽命駐劉九江管理通商事務領事府許。

大清同治六年八月初七日。

無くなり、近年は旱天ばかりで不作が続き、眞民は正に餓死寸前の状態であるから、竜潭での外人の沐浴を禁止してほしいと云ふのである。

イギリス領事によると、この奇抜な着想は元来道台自身か或はその幕友が創作して流布したものだと云ふが、名勝であり靈地であるこの地方を外人に汚されまいとする感情が強く露呈されてゐる。尤も請雨祈禱は当時の官吏の重要な役目であつたことは事実である。例へば廣東海南島出身の黃其表は道光・咸豐年間に二十年以上も湖南各地の地方官を歴任したが、彼が請雨の祈禱を行へば必ず効験があつたので、上下嘖嘖として「黃令至誠感神」と云つて讃嘆したと云ふ。従つて德化県士民の請願も我々が現在奇異に感ずるよりもはるかに切実なものであつたかも知れない。

旱天祈雨についてはまた次の如き例もある。時期は大分後になるが、一八九二年三月に内地会所属の宣教師ターナー夫妻が四川の北端に近い松潘鎮へ行き、家を借りて布教の準備を始めた。彼等が来るまでは適当に雨が続いていたが、七月初から雨が降らなくなり二十日近くも旱天が続いた。すると雨が降らないのは宣教師が来たためであらうといふ諭言が次第に高まり、結局六人の坊主が協議してターナーのもとへ調査に訪れた。これに対してターナーは、「イエスは雨を降らせることも、これを止めることも出来る」と答へた。そこで坊首達は、知県や坊首達が請雨の祈禱を行つても効果がないのはターナーがイエスに反対の祈禱を行つてゐるからであると断定し、ターナー夫妻を捕縛して殺さうとした。ターナー夫妻は汛官に

即ち竜潭は竜神の棲息する所で、旱天の際は官長がこゝで請雨の祈禱を行へば良く雨が降つたものである。然るに外人がこゝで水泳を行ひ河水が汚穢しため竜神安んぜず、遂に請雨の祈禱も効果が

よつて救出されたが、坊首達は旱天はターナーの所為であると称し

て、知県に彼の処刑を強く要求した。然し知県はターナーの従者に

11十杖の刑を加へて民衆をなだめ、ターナーを県外に護送した。⁽⁶⁾

年春になつて、イギリス領事が特にメッセンジャーを派遣してその

後の松藩の様子を探らせた所、ターナーが居なくなつてから川田田

に大雨が降つたので、住民達は洋人に對する彼等の処置が正しかつ

たことを確認し、蘭米彼等は再び洋人が来たる地方官など相談や

直ちに殺してしまふのが最善の方法であると豪語してゐたと日本

ある。些か余談に亘つたが、この事件も、中國人が外人に對して持つ

てゐた不安や畏怖心が些細なことから忽ち意外な敵意に發展し易かつたことを示す一例である。

註

- (1) Annals of the Propagation of the Faith, Vol. XL,
1848, pp. 238-242. Vol. XII, 1849, pp. 315-7.
- (2) 編弁夷務始末(同治朝)卷六、同治元年五月甲辰、總理各
國事務恭親王等奏。同日、主教胡註致法國公使申陳。(云下本
書は「始末」^ル論^ル)
- (3) Annals, Vol. XII, 1840, pp. 65-71. 始末卷五、同治元
年三月丙戌、署江西巡撫李桓奏。李桓撰、宝章齋類稿、卷一、
奏疏一、法國使臣來江^ル基督教士(同治元年正月二十四日)。
- (4) 夏燮撰、中西紀事、卷二十一、江楚蠶教。この暴動の盛
夏燮は洋務委員として南昌にゐた。
- (5) 劉坤一撰、劉坤一遺集、書續、卷四、復沈幼舟中丞(同治
九年七月廿四日)。
- (6) Annals, Vol. XXVI, 1863, pp. 365-371.
- (7) Further Papers relating to the Rebellion in China,
1860, p. 10.
- (8) 始末、卷八、回紀元年閏八月丑辰、英國駐京
Robert Swinhoe to R. Alcock, Shanghai, 25 June,
1869, (F.O. 17/523).
- (9) 始末、卷十四、回紀元年丁酉庚子、蘇聯(拉縣守軍)又繫。
Annals, Vol. XXIX, 1866, pp. 262-5. 始末、卷二十一、
同治四年八月壬戌、苑祐總理法國公使臨館。
- (10) 始末、卷十四、回紀元年丁酉庚子、蘇聯(拉縣守軍)又繫。
- (11) Annals, Vol. XXXII, 1870, p. 90.
- (12) Annals, Vol. XXXIII, 1870, p. 217.
- (13) Annals, Vol. XXXIII, 1869, p. 217.
- (14) 林紹年譜、張福寧(張亮基)年譜、卷八、回紀元年冬。
天津教案にて云々、繩田文代、天津教案にて云々(蘭潔
英宛、第八号、回紀元年)と譲つて。
- (15) 天津教案にて云々、繩田文代、天津教案にて云々(蘭潔
英宛、第八号、回紀元年)と譲つて。
- (16) Correspondence respecting the Attack on British
Protestant Missionaries at Yangchow-Foo, August,
1868, p. 38.
- (17) Papers relating to the Massacre of Europeans at
Tientsin on the 21st June, 1870, p. 19.
- (18) Morse, H. B., The International Relations of the
Chinese Empire, Vol.II, pp. 240-1.
- (19) Annals, Vol. XXXIII, 1870, p. 271.

- (20) 凌惕安編著、咸同貴州軍事史、第一冊、第一編、第十八章、軍事期間帝國主義之侵入。
- (21) 始末、卷五、同治元年三月己酉、江西巡撫沈葆楨奏。沈葆楨撰、沈文肅公政書、卷一、教堂被拆查拏各犯摺（同治元年三月廿二日）。
- (22) Inclosure No. 1 in Consul Hughes' No. 18, Kewk-eang, October 25, 1866, (F.O. 228/923)
- (23) Inclosure No. 2 in Consul Hughes' No. 18.
- (24) Consul Hughes to R. Alcock, No. 18, Kewkeang, October 25, 1866, (F.O. 228/417)
- (25) Inclosure No. 5 in Consul Hughes' No. 18, (F.O. 228/923)
- (26) Inclosure No. 6 in Consul Hughes' No. 18.
- (27) 清嘉慶朝外文史料、卷二。
- (28) Chinese Repository, Vol. XIV, 1845, pp. 186-8.
- (29) 大清宣宗實錄、卷四百三十一、道光二十六年六月丁未、諭軍機大臣等。
- (30) 始末、卷六、同治元年五月戊申、江西巡撫沈葆楨奏。
- (31) Consul Clennell to C. M. MacDonald, No. 9, Ichang, 11 July, 1888. (F.O. 228/1291)
- (32) Consul Hopkins to C. M. MacDonald, No. 36, Chefoo, 10 August, 1897. (F.O. 228/1251)
- (33) Annals, Vol. XXI, 1858, p. 117.
- (34) 始末、卷十一、同治元年十一月癸巳、江西巡撫沈葆楨奏、附密訪問答。
- (35) 楊光先撰、不得已、康熙三年初版、同四年增訂重版、民國十八年中社影印、卷上。なほ「請誅邪教狀」は夏燮撰、中西紀事、卷二に要点が引用われてゐる。
- (36) 後藤末雄、支那文化と支那学の起源、1回――150頁。
- (37) 始末（道光朝）、卷七十六、道光二十六年六月戊午、湖廣總督裕泰・湖北巡撫趙炳炎奏。同九月丙戌、協辦大學士閩廣總督耆英・廣東巡撫黃國彤奏。
- (38) Chinese Repository, Vol. XVIII, 1848, p. 159.
- (39) Annals, Vol. XV, 1852, p. 235.
- (40) Ibid., Vol. XVI, 1853, p. 124.
- (41) Ibid., Vol. XVII, 1854, p. 26.
- (42) Ibid., Vol. XXX, 1867, pp. 81-2.
- (43) 始末、卷十一、同治元年十一月丁未、江西巡撫毛澤賓奏。
- (44) Allen, C. Wilfrid, Our Entry into Hunan, London, 1906, pp. 18-17.
- (45) Annals, Vol. XXX, 1867, pp. 84-88.
- (46) Ibid., Vol. XXX, p. 29.
- (47) 卷尺度摺、天岳山館文錄、卷三十九、答友人論異教書。
- (48) 大英署理欽差駐劄中華便宜行事大臣威靈公、一千八百七十一年十一月初三日。 (F.O. 230/82)
- (49) (F.O. 682/26) たれの摺帖は前摺 (46) の照合にも附

感想文。

(50) 始末、卷十一、回治元年十一月癸巳、江面圖名標貼摸滅異
端邪教公啟。

(51) 劉坤一遺集、書題、卷之四、致張竹枝卿（回治十一年五月）——
十一日）。

(52) 同書、致毛旭初尚書（回治十年五月十九日）。

(53) 同書、復朱修柏（回治十年十月十八日）。

(54) Cousul Hughes to R. Alcock, No. 9. Kewkeang, May
23, 1866. (F.O. 228/417)

(55) Inclosure in Hughes' No. 1. (F.O. 228/923)

(56) Inclosure 1 in R. Alcock's No. 85, Peking, July 15,
1869. (F.O. 17/923, F.O. 682/26)

(57) Hughes to R. Alcock, No. 21, Kewkeang, September
11, 1867. (F.O. 228/437)

(58) Inclosure No. 12 in Hughes' No. 22 of September
14, 1867. (F.O. 228/923)

(59) 同治四年正月十四、廣東表臣。

(60) Consul Fraser to Beaucleeks, No. 10, Chungking,

2 December, 1892 (F.O. 228/1084)

(61) Fraser to N. R. O'Connor, No. 8, Chungking, 21,
March, 1893. (F.O. 228/1115)